

平成26年度以降の合理化事業に関する提言書

(写)

平成26年4月30日

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会

岡山市長 大森雅夫様

平成25年6月5日委嘱のありました平成26年度以降の合理化事業のあり方につきまして別紙のとおり提言いたします。

平成26年4月30日

岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会

会長 平野 正樹

平成 26 年度以降の合理化事業に関する提言書

1 提言にあたって

合理化事業については、第 1 次（平成 16 年度から 5 年間）及び第 2 次（平成 21 年度から 5 年間）合理化事業を実施するにあたり、協定書が締結されており、その内容は専門的かつ複雑であることから、市民にとって非常に分かりにくいものとなっています。そのため、特に市民への説明責任と事業の透明性という観点に重点を置き、それぞれの専門家や市民の代表である委員の積極的な議論がなされました。本提言は必ずしも全委員の意見が一致したものではありませんが、これからの合理化事業についての一定の方針・方向性を示すことができたと考えます。（なお、別紙 1 に各委員の意見を添付しています。）

2 し尿処理業の合理化事業について

（1）合理化事業について

昭和 50 年に業務の安定化、廃棄物の適正な処理を図り、公衆衛生・生活環境の保全に資することを目的として「合特法」が制定され、一般廃棄物処理業等（し尿等の処理業）が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和して、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な事業（合理化事業）を講ずることができるとされました。

「合理化事業計画の策定要領」等で、市の支援策として事業の転換のための援助や転廃交付金等を交付することができるとなっています。

（2）合理化支援について

岡山市においては、第 1 次及び第 2 次の合理化事業計画で事業の転換を図るための援助として代替業務の提供を行ってきています。

これにつきましては、市民の理解が容易で、事業の透明性も高いということから転廃交付金の交付が望ましいのではとの意見も出されましたが、第 3 次（平成 26 年度から 5 年間）合理化事業については、他の手法についての市の調査不足もあり、引き続き同じ手法の支援を行っていくことで、ほぼ全委員の意見がまとまりました。

ただ、平成 6 年の厚生省環境整備課長通知にもあるとおり「下水道の整備により一般廃棄物処理業等が受ける影響にについて、関係者に予め周知を図り、し尿等の処理を業として行う者の自助努力を含めた対応を求めることも必要である。」との意見やいつまでも補償を継続するのではなく、終期を検討することも必要なことであるとの意見や、今後は、「代替業務の提供ではなく、浄化槽への転用を促すという方向での転業支援」も柱に据えるべきで

はないかといった意見も出されました。

市と関係者がこれらについて十分協議をされることを望むものであります。

(3) 減車予測について

平成 26 年度から平成 30 年度の間において、岡山地区においてはし尿の要処理量の見通しからし尿の処理に係る車両について 3 業者各 1 台計 3 台の減車が予測されます。なお、他の地区においては、減車は見込まれませんでした。

ただし、減車の基準となる 1 車当りの年間収集量については、昭和 56 年の数値を今回も使うことに関しての疑義が複数の委員から出されました。これについては、今までの経過を尊重することも大切ではありますが、今後十分検証していく必要があると考えています。

(4) 減車 1 台当りの代替業務の支援額について

この支援額の算定につきましては、他に適当な基準がないため、他都市と同じく、基本的には国土交通省の「公共用地の取得に伴う損失補償基準」の考え方を援用すべきと考えますが、廃業補償であるこの基準を援用するにあたっては、慎重に取り扱うべきと考えます。

そのため同基準に定めてある全ての項目についての適否を判断し、支援額を算定しました。

なお、「営業権に相当する補償」を算定する際、どのような利益率の数値を使うのかについて議論が分かれました。現在、国等において公の調査がなされていないため、岡山市において平成 9 年に、し尿処理手数料の改定の際用いた営業利益率 10%の率を使うのか、もしくは約 200 社の税務申告に使われた民間企業が調査した 5.3%という数値を使うのかということでした。年利率より利益率の方が低いという経済合理性からは矛盾はありますが、この利益率は支援算定に用いる前提条件であり、今のところ最も客観的なデータである TKC 調査の黒字企業の平均利益率である 5.3%の数値を選択しました。

また、「転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償」につきましても意見が分かれましたが、一部委員より強い反対はあったものの、転業支援に関する項目と判断しました。

詳細は別紙 2 のとおりですが、減車 1 台当りの代替業務提供額は 3 億 4,200 万円が妥当であると考えます。

ただし、代替業務の提供をもって支援の方法とするのではなく、転業支援の額を定めて現金で支給した方が透明性が高いのではないかという意見もありました。

(5) 減車のあり方について

代替業務を提供するにあたっては減車について廃車することが条件となっ

ていますが、現在のし尿収集の車両が 24 台であり、これからも廃車してばかりで果たして大規模災害時等の迅速な対応ができるのだろうかとの意見が出されました。市民の安全・安心の観点からこの問題について十分検討協議して下さることを望むものであります。

3 浄化槽汚泥の合理化事業について

これにつきましては、第 1 次の協定書において引き続き検討課題となっており、第 2 次の追加基本協定書において、市は汚水処理施設の整備について、下水道整備計画の見直しにより合併処理浄化槽を推進するとともに、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを推進するための方策を講じるとなっています。平成 21 年度に下水道全体計画が全域に占める人口割合で現行 95%から 84%に見直しされました。浄化槽汚泥の収集量は業者毎で見ればピーク時との比較で 40%の減少となっているところもありますが、市域全域では、ほぼ横ばい状況です。そのため合理化事業としてではなく、まず業者間での調整（たとえば区域調整など）について可能かどうかを検討、協議していくべきと考えます。下水道整備計画と同じく、合併処理浄化槽についても市全体としての整備計画を策定して推進していく必要があると思います。

4 最後に

合理化事業につきましては、冒頭で述べたとおりかなりの部分で市と業者との間で取り決めがなされており、取り決めが変更できないものとの前提に立てば、この審議会の役割が判然としない面もありました。また、この審議会における議論に対して関係団体から市長宛の意見書が提出され、その中には委員の発言の一部を捉えてのものもありました。審議会の事務局たる市の毅然とした対応とこの提言書を尊重した業者との交渉を望みます。

今後、合理化事業のあり方を考えるにあたっては、市のまちづくり計画の中で、下水道整備や浄化槽整備のための計画などをどのように位置づけるかといった点についても十分検討、協議して下さることを併せて望むものであります。